

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案
規制の名称	特定子ども・子育て支援施設等の確認
規制の区分	新設・改正(拡充・緩和)・廃止
担当部局	子ども・子育て本部
評価実施時期	平成31年1月
1. 規制の目的、内容及び必要性	<p>今般の措置は、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。)を対象とした子育てのための施設等利用給付を創設するものである。</p> <p>特定子ども・子育て支援施設等の確認に係る規制は、上述の施設等が、子育てのための施設等利用給付の対象となるために必要な運営に関する客観的基準を満たしていることを、給付主体である市町村が把握するためのものである。特定子ども・子育て支援施設等が申請を行い、市町村長の確認を受けることを規定し、また、確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等は、運営に関する基準に従って事業を実施しなければならないことを規定する。さらに、特定子ども・子育て支援施設等において、基準に従った運営がなされていない等の場合、市町村は報告徴収、勧告・命令、確認の取消し等を行うことができる。</p> <p>当該規制は、子育てのための施設等利用給付を実施する際に、上述の施設等が運営に関する客観的基準を遵守しているかどうかを市町村が把握し、子育てのための施設等利用給付を適正に実施するために必要である。</p>
2. 直接的な費用の把握	
① 遵守費用	遵守費用として、申請を行う事業者においては、書類の作成、届出に要する費用が発生する。
② 行政費用	行政費用として、確認を行う市町村においては、対象施設等からの確認申請の受理・審査、また必要に応じ、施設等の運営に対する報告徴収等に係る事務に関する費用が発生する。
3. 直接的な効果(便益)の把握	当該規制により、子育てのための施設等利用給付の対象となる施設等が、運営に関する客観的基準に従って適正に教育・保育等を提供しているかどうかを、市町村が確認できるようになる。
4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握	特段想定されない。
5. 費用と効果(便益)の関係	当該規制の導入に際しては、一定の遵守費用及び行政費用(上記2. 参照)の発生が見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。一方、子育てのための施設等利用給付の対象となる施設等が運営に関する客観的基準に従って、適正に教育・保育等を提供しているかどうかを、市町村が確認できるようになる(上記3. 参照)。さらに、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る便益が大きいため、当該規制を導入することが妥当である。
6. 代替案との比較	規制の性質上、規制内容のオプション(度合い)を想定することはできないため、評価を行わない。
7. その他の関連事項	特段活用していない。
8. 事後評価の実施時期等	当該規制については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案附則第18条第2項に基づき、法施行後5年を目途に、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。